

平成 1 2 年臨時第 1 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 2 月 4 日

閉 会 平成 1 2 年 2 月 4 日

新 得 町 議 会

## 第 1 回 臨時町議会会議録目次

第 1 日 ( 1 2 . 2 . 4 )

○開会の宣告 .....	3
○開議の宣告 .....	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3
○日程第 2 会期の決定 .....	3
○諸般の報告 .....	3
○町長行政報告 .....	3
○日程第 3 議案第 1 号 財産の取得について .....	5
○日程第 4 議案第 2 号 基盤整備促進事業の実施について .....	7
○閉会の宣告 .....	9

平成12年第1回  
新得町議会臨時会  
平成12年2月4日(金曜日)午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	議案第1号	財産の取得について
4	議案第2号	基盤整備事業の実施について

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

議案第1号 財産の取得について

議案第2号 基盤整備事業の実施について

○出席議員(17人)

1 番 川 見 久 雄 君	2 番 藤 井 友 幸 君
3 番 吉 川 幸 一 君	4 番 千 葉 正 博 君
6 番 松 本 諫 男 君	7 番 菊 地 康 雄 君
8 番 斎 藤 芳 幸 君	9 番 廣 山 麗 子 君
10 番 金 澤 学 君	11 番 石 本 洋 君
12 番 古 川 盛 君	13 番 松 尾 為 男 君
14 番 渡 邊 雅 文 君	15 番 黒 澤 誠 君
16 番 高 橋 欽 造 君	17 番 武 田 武 孝 君
18 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員（1人）

5 番 宗 像 一 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊 藤 敏 雄 君
監	査 委	員	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴 木 政 輝 君
収	入	役	清 水 輝 男 君
総	務 課	長	畑 中 栄 和 君
企 画	調 整 課	長	長 尾 正 君
建 設	課	長	村 中 隆 雄 君
農 林	課	長	齊 藤 正 明 君
庶 務	係	長	武 田 芳 秋 君
財 政	係	長	佐 藤 博 行 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局	長	佐 々 木 裕 二 君
事 務 局	記	桑 野 恒 雄 君

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、5番、宗像 一君の1人です。  
ただいまから、本日をもって招集されました平成12年臨時第1回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時01分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。  
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、15番、黒澤誠君、16番、高橋欽造君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。

---

### 諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。  
別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 12月9日の定例第4回町議会以後の行政報告を行います。  
12月15日には、新得郵便局並びに屈足郵便局と覚え書きの締結といたしまして、

これは郵便配達等の郵政業務を通して、町道におけるそうした道路情報について郵政側のサービスの提供を受けるということで、覚え書きを締結したところであります。

12月16日、町史の編さん委員会を開催いたしました。これは最終の編さん委員会でありまして、今月中に完成をいたしまして発刊される見通しとなりました。

12月20日には、職員の採用面接試験を実施いたしました。今年の3月末で定年等による退職者が5名となります。このうち1名を4月1日付けで採用したいと考えております。受験者総数51名、2次は6名であります。

次ページにまいりまして、12月27日には、サホロリゾートの松本新社長と西洋環境開発の石崎常務が来庁いたしました。これは、社長交代のあいさつと併せてサホロリゾートの経営改善問題について、その説明と町への協力要請がございました。

12月28日には、商工会長以下関係者がまいりまして、新年度の予算要望であります。新年度から新たにポイントカード制を導入したいと。それからまた屈足市街商店街の集積問題につきまして、それぞれ要望を受けております。

次ページにまいりまして、1月3日には成人式を開催いたしました。

また、1月11日にはJA新得と農業の懸案事項についての懇談を行っております。内容的には、町内での新たな農業法人の設立の問題、新規就農対策、トムラウシの活性化対策など、当面いたします本町の農業問題について、意見の交換を行っております。

また、1月12日にはサホロリゾートの関係者がまいりまして、さきに報告したと同じ内容で中身の協議を進めたところであります。

4ページにまいりまして、1月17日から平成12年度の予算につきまして町長の査定を実施いたしました。最終的には、一般会計だけで申し上げますと、78億円台の予算でありまして、対前年比3.8パーセントマイナスの緊縮型予算になる予定であります。

1月18日には、レディースファームスクールの運営委員会を開催いたしました。これは、第5期生の入校決定の選考を行いました。応募者数19名に対しまして、13名の入校を決定いたしましたところがございます。

なお、第4期生につきましてはまだ若干流動性がありますけれども、修了生のうち4名が本町に引き続き残って農業実習を続ける見通しであります。

1月21日に西洋環境から関係者がまいりまして、一連のサホロリゾートの経営改善策といたしまして、1つ目は総合体育館の料金体系の見直しと。2つ目には、屈足のリゾート社宅の町への譲渡。3つ目には、狩勝高原開発株式会社から町の出資金の解消と。この3点につきまして、いちおう双方の合意に至りまして、内容につきましては過般の議員協議会で説明のとおりであります。

これらに付随する案件の提案につきましては、3月の議会に提案をさせていただきたいと考えております。

5ページにまいりまして、1月25日には懸案事項の要請ということで、助役が帯広に出向いておりますが、これは町内のスーパー店舗の改築開題につきまして情報交換をいたしております。

1月25日、当面の国及び道に対する懸案事項の要請ということで、議長といっしょに関係方面に出向きました。

2月3日、昨日であります。十勝圏産業クラスター地域セミナーがトムラウシ学校で開催をされております。これは十勝の管内、道内から120名程度が集まりまして、

これからの体験型観光の在り方について勉強会を開いたところであり、  
以上であります。

[町長 斉藤 敏雄 君 降壇]

---

日程第3 議案第1号 財産の取得について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、議案第1号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中 栄和 君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第1号、財産の取得についてご説明いたします。

- 1、取得物件でございますが、土地所在地、上川郡新得町屈足旭町4丁目1番1の内、地目は畑でございます。面積、20,669.24平方メートルであります。
- 2、取得目的でございますが、さわやか団地第2次分譲地造成用地であります。
- 3、取得予定金額であります。1,639万9千円でございます。
- 4、取得の相手方は、上川郡新得町屈足旭町3丁目63番地2、増田明氏であります。資料といたしまして次のページに位置図、拡大図を添付いたしております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中 栄和 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。15番、黒澤 誠君。

15番（黒澤 誠君） この分譲地ですけれども、第1次分譲は大変好評だったんですけれど、第2次分譲の販売の見通しは、完売できる見通しなのかどうかお尋ねします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

第1次分譲につきましては、既にご承知のとおり205区画の申し込みがございました。実際の分譲は33区画でございましたので、かなりのかたが抽選から漏れたという結果になっております。

1次分譲終わった後でございますが、抽選で漏れたかたには広報紙などの送付とか、いろいろ手立てをいたしておりますので、そういう関係もありますので2次分譲の27区画については、いちおう完売できるんじゃないかなというふうな見通しを立てておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 12番、石本 洋君。

12番（石本 洋君） 先走った話をすると申し訳ないんですが、住宅分譲ということで、去年の好評を受けてやるわけなんです。この角地に同僚の藤井さんのラーメン店がございますね。交差点という非常に立地のいいところでございます。この分譲地に店舗を持ちたいという人がですね、出た場合、住宅用地として販売しても店舗を造りたいという人については、どういうふうなのか。始めから商店向けの分譲をするのか、あるいは一般住宅用として分譲しても、店舗を造成しても差し支えないのかどうか。こういうことについてお伺いします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

分譲につきましては、いちおう住宅用地ということで販売をいたしますが、店舗を仮に造っても差し支えはないのかなど。例えば法に触れるとか、そういうのはないのかなというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） この分譲地でございますけれども、当然いろいろ上水道だとか、それから下水道だとかという完備をしなければいけないんでしょうけれども、この造成地にですね、造成費がだいたいどのくらいかかるのか。最終的に坪はどのくらいになるのかというところをですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

造成費につきましては、1億3,000万円程度を見込んでおります。内訳といたしましては下水道の工事、水道の工事、それから本体の造成、それから道路関係等入っております。坪当たりなんですけど、ちょっと試算していないんですが、町の持ち出しは数字を出しておりますので、それをお答えしたいと思います。

町の持ち出しにつきましては、起債等利用した、起債等で補てんされる分を除いてですね、1万3千円程度坪当たり町の持ち出しになるのかなというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） 私はね、町の持ち出しを聞いているわけじゃなくて、最終的に坪どのくらいになるんですかということをお尋ねしたいのですから、的確にお答えをいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

坪当たり直しまして、3万6千700円くらいになるかなというふうに思ってます。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） よく分かりました。それでですね、第1次分譲地さきほど黒澤議員のお話だと非常に人気であったということで、第2次分譲地をお考えになったということでございますが、よく私、聞かれるんですが、地域に対する経済的効果っていうのは、どのような算出をされているのかっていうことでございます。

私も多くの方が住み、家を建て、そうすることによってですね、地域の経済的効果っていうのは相当あるというように、もちろん期待をしている一人でありますけれども、そういう質問を受けたときにですね、どのように答えたらいいのかなとちょっと苦慮をしたところでございまして、町としてどのような経済効果を算出されているのか、その点をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

地域に対する経済効果という非常に難しい質問でございますが、それなりの人口が住めばですね、地域の商店街に与える影響というか、それは当然あるのかなというふうに思っております。ただ、数字的にどうこうというものは出しておりません。

それから、町の立場から言いますと、人口増になることによりまして、例えば交付税、普通交付税の算定にその数字が使われますので、そういう関係で交付税が増えてくるとかということはあるかと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。



(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。  
よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号 基盤整備促進事業の実施について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、議案第2号、基盤整備促進事業の実施についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。農林課長、斉藤正明君。

[農林課長 斉藤正明君 登壇]

農林課長(斉藤正明君) 議案第2号、基盤整備促進事業の実施について。

事業目的、提案理由でございますけれども、次のページに基盤整備促進事業により道路改良舗装を行い、農畜産物、資材搬入等の効率化と生活環境並びに農業経営の安定を図るため、土地改良法第96条の2第2項に基づき下記のとおり実施するものであります。

次のページに位置図と計画一般図面が書いております。佐幌基線の3号を起点にいたしまして、基線の5号を終了とする屈折道路でございます。

前のページにお戻りいただきたいと思っております。

事業計画でございますけど、地区名、佐幌中。路線名、佐幌小学校線。受益面積69ヘクタール、戸数8戸、延長1,003メートル。幅員、有効幅4メートル、造成幅6メートル。事業費は1億500万円でございます。構造につきましては記載のとおりでございます。

事業費負担区分、国庫補助率分55パーセント、道補助率1パーセント、地元負担率44パーセント、地元負担については全額町が負担いたします。

工期の予定でございますけど、平成12年度から平成16年度の予定でございます。事業主体は新得町でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[農林課長 斉藤正明君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。16番、高橋欽造君。

16番(高橋欽造君) 基盤整備促進事業ということで、この道路改良舗装がされるそうでございますけれども、この構造なんでございますけれども、これは町独自でこの構造を算出されたんでしょうか。それとも、決められているんですか、どちらなんでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 国庫補助と道補助をいただいている関係で、そういう補助

事業の基準にのっとして構造を決定させていただいております。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） まあ56パーセントの国庫補助と道補助が占めてるわけでございます。地元が44パーセントもですね、負担するわけでございますから、少し構造的にですね、問題があるのかなという気がするんです。

というのは私も農道ずっと車で走ったりなんかしますと、必ずしもりっぱに舗装されてないってような感じするんですね。それは舗装が悪いっていうのではなく、私はやはり凍上抑制層っていうんですか、路盤厚さ92センチメートルというのは、この新得町にはちょっと浅いんでないのかなという気がしているんです。

皆さんも道路を通してあちこち割れたりなんかしているのを体験していると思うんですけれども、そういった面で私はこの路盤の厚さは92センチメートルはもっと、あと少なくとも30センチメートルや40センチメートルは増やさなければいけないんでないのという質問でございますけれども、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 凍上抑制層につきましてはですね、各町村ごとにそれぞれの基準がございますので、それにのっとしております。地域によっては雪の降る場所だとか、あと吹きさらしで全く雪のないような状態もいろいろ事情があるかと思えますけれども、こういう一定の基準で決められておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 16番、高橋欽造君。

16番（高橋欽造君） 理解はしているんです。ただ、実際に出来ている道路がですね、ああゆうような状況になっているということは担当者として、やはりそれなりにこの地域はこういうことでもって、この基準ではだめなんだということも言っても私はかまわないんじゃないかなと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 非常にご理解いたしてありまして、傷まない道路もございまして、雪の降らないところではほんとうもうそういう道路もございましてけれども、なにしろ、補助事業というですね、一定の枠でございます。

もし、道路が破損だとかそういう修復が必要な場合はですね、随時やっていく感じでございますのでご理解いただきたいです。

また、これと反対にですね、路盤厚が少ないところですね、耐用年数もっているところもございまして、ここら辺は微妙なところかなと考えております。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えをしたいと思います。

構造につきましては、一定の基準に基づいての算定をしたわけですが、今、橋議員さんのご指摘の道路については、過去に土地改良事業でした場合、あるいは非補助事業でした場合については、路盤厚さがこれほどまで入っておりません。場合によっては、30センチメートルないし40センチメートル、そういったところが傷みが激しく今日補修をしているという状況になっております。

今回のこの道路改良事業につきましては、そういった点については心配はないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 11番、石本 洋君。

11番(石本 洋君) 道路にきれつが入ることについては、今の課長やなんかの説明によりますと、基準どおりの施工だと、こういうことですね。そうするとあと考えられるのは手抜き工事だと、こういうふうになるわけなんです、僕は即手抜きとは言いたくないんですが、ただ道路工事を路線別に見てですね、どの工事はどの業者のという分類をして、その中で道路のきれつの状態を調査するというのもあっていいんじゃないのかなというふうに思いますね。

80センチメートル基準内だということから、それはそれとしていいけれども、それでもなおきれつが生じるということは、あとそういう面でしか考えられないので、ひとつご検討いただきたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 今の話は貴重なご意見として伺っておきまして、本件につきましてですね、92センチメートルというのは、最大限の、基準でも最高の限度の幅の砂利厚でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

議長(湯浅 亮君) これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、これで平成12年臨時第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時27分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員